業務部速報



No. 1 発行 21.6.24

JR東労組 業務部

申16号

「『グループ会社における副業について』に関する解明申し入れ」。

JR 東労組は、2021 年 6 月 1 日「グループ会社における副業について」説明を受けました。副業については、当社での業務に支障を及ぼす可能性があるという観点から、就業規則上、会社の許可を得た場合を除いて禁止としてきましたが、今回の提案は対象業務・条件などを定め、JR 東日本グループにおける副業を認めるとする内容となっています。

一般的に、副業における企業のメリットや労働者のメリットがある一方で、安全配慮義務、職務専念義務、 秘密保持義務など留意しなければいけない点があります。会社説明では、本業の所定外労働時間の見込みと副 業の従事時間見込みを合わせて月60時間以下となること、副業の時間管理は自己管理、自己申告とすること、 また、乗務員も含めて在宅休養時間においての副業も可能であるとしています。しかし、休養時間や休憩時間 を確保してきた経緯や目的があるため「自分の時間」と一括りで、副業を可能とするならば、本業に支障を及 ぼす恐れがあるため認めるべきではないと考えます。特に労働時間管理は安全や健康に直結することであり強 い問題意識があります。そして、このような認識一致を図らなければ、これまでの乗務員勤務制度や労働者を 保護するルールをもなし崩し的にしてしまう恐れさえ危惧します。

また、「現業機関における柔軟な働き方の実現について」が提案され、今後具体的に労使議論を行っていく中、会社は別物と述べていますが、事業店舗業務など輸送サービス以外の事業範囲の柔軟な働き方を示している事を見れば、本当に別物なのかと疑問を持ち、副業を切り分け、実施の一か月前に説明されるということに問題意識を抱かざるを得ません。副業の社会的議論・ニーズの高まりや、メリットだけに捉われることなく、組合員が安心して働ける職場と仕事の視点に重きを置き、鉄道の安全確保と社員の健康確保が大前提とされた環境が守られるのか明確にする必要があると考え、以下の通り申し入れを行いました。

団体交渉は6月28日に行います。

主命要求项目

- 1. 東日本旅客鉄道株式会社就業規則第16条(二重就業等の禁止)と今般示された副業と の合理性を明らかにすること。
- 2. JR本体とグループ会社の業務内容、業務実態は異業種であるが、活躍のステージに繋がるとする根拠とは何か明らかにすること。
- 3. 制度設計の目処がついたとは何を指しているのか明らかにすること。
- 4. グループ会社に限定した副業を許可するに至った経緯及び目的を明らかにすること。
- 5. グループ会社内の対象会社及び対象業務の選定基準を明らかにすること。
- 6. 社員等の労働時間管理の方法と健康管理の方法について明らかにすること。
- 7. 本業の所定外労働時間見込みと副業の従事時間見込みを月60時間以下とした理由を明らかにすること。
- 8. 労働時間の見込みと実績の乖離が出た場合の取り扱いについて明らかにすること。
- 9. 本業と副業の勤務指定(作成)は、誰が、いつ、どの時点で、どのように確定し、指定するのか明らかにすること。
- 10. 副業先における超勤命令、超勤管理を明らかにすること。
- 11. 副業先での労働時間は本人管理としているが、月60時間の上限を超えた場合の取扱いを明らかにすること。
- 12. 副業を行う予定の日・時間に、本業が入った場合の取り扱いについて明らかにすること。
- 13. 本業と副業の業務指示・指揮命令系統についての優先順位を明らかにすること。
- 14. 副業での労働災害が発生した場合の取り扱いを明らかにすること。また、その際の本業での勤務の取り扱いについて明らかにすること。
- 15. 本業と副業の賃金の算出方法について明らかにすること。
- 16. 副業で得た収入の税法上等の管理等をどのように行うのか明らかにすること。
- 17. 副業先と本業先の相互間で通勤する場合の通勤経路及び通勤手当について明らかにすること。また、自宅と副業先の相互間で通勤する場合の通勤手当の支払いについて明らかにすること。
- 18. 本業に支障がでる場合とは具体的にどのようなことか明らかにすること。
- 19. 副業を行うことが出来る対象社員等を明らかにすること。また、対象外となる社員等について、副業が認められない理由を明らかにすること。
- 20. 副業が認められる期間について明らかにすること。
- 21. 2021年7月1日から申請受付を行う理由を明らかにすること。

変化して値ける戦場をつくり出

